

# 市町村の公民連携の取り組みを支援する 「公民連携推進事業」

一般財団法人 地域総合整備財団<ふるさと財団>

## 1 ふるさと財団について

地域総合整備財団<ふるさと財団>は、地方公共団体が地域振興に資する民間事業活動を支援するために長期の無利子資金を融資するふるさと融資をはじめ、市町村の地域再生への取組み、企業の新分野進出に対する支援等、関係の皆様のご支援、ご協力のもとに、地域の振興・地域経済の活性化に資する各種事業の実施に努めております。こうした事業の一つとして、全国市町村振興協会のご支援を受け、市町村の公民連携の取り組みを支援する「公民連携推進事業」を行っております。平成24年度からは公共施設マネジメント導入支援についても対象に加え、PFI、指定管理者制度、公共施設マネジメントの3分野を含む総合的な事業として実施しています。

## 2 公共施設マネジメントの必要性

地方公共団体においては高度経済成長期の人口急増に伴って集中投資された公共施設の老朽化が進み、施設の更新需要が高まっています。今後巨額の更新投資負担が集中して発生することが予想されますが、税収減に加えて扶助費等の増大が見込まれる中、更新・修繕費用の確保について懸念されています。さらには、公共施設の在り方として、少子高齢化による人口構成の変化及びそれに伴って求められる施設の機能の変化への対応や、災害時の避難場所の確保に関する再検討といった課題も顕在化してきています。

こうした背景から、社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるために、保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する仕組みである「公共施設マネジメント」を導入することが急務となっています。しかしながら、実際に公共施設マネジメントに取り組んでいる地方公共団体は一部に留まっていることから、公共施設マネジメント導入支援についても対象に加えることとしました。

なお、平成24年12月、中央自動車道の管子トンネル内で、重さ約1トンの天井板が110メートルにわたって崩落し、走行中だった車3台が巻き込まれ、9名の人命が失われるという事故が起きました。各メディアにおいても、公共インフラを含む公共施設の老朽化問題が指摘されており、この事故を契機として国や地方公共団体が公共施設の老朽化対策に本腰を入れ始めています。

## 3 公民連携支援の内容

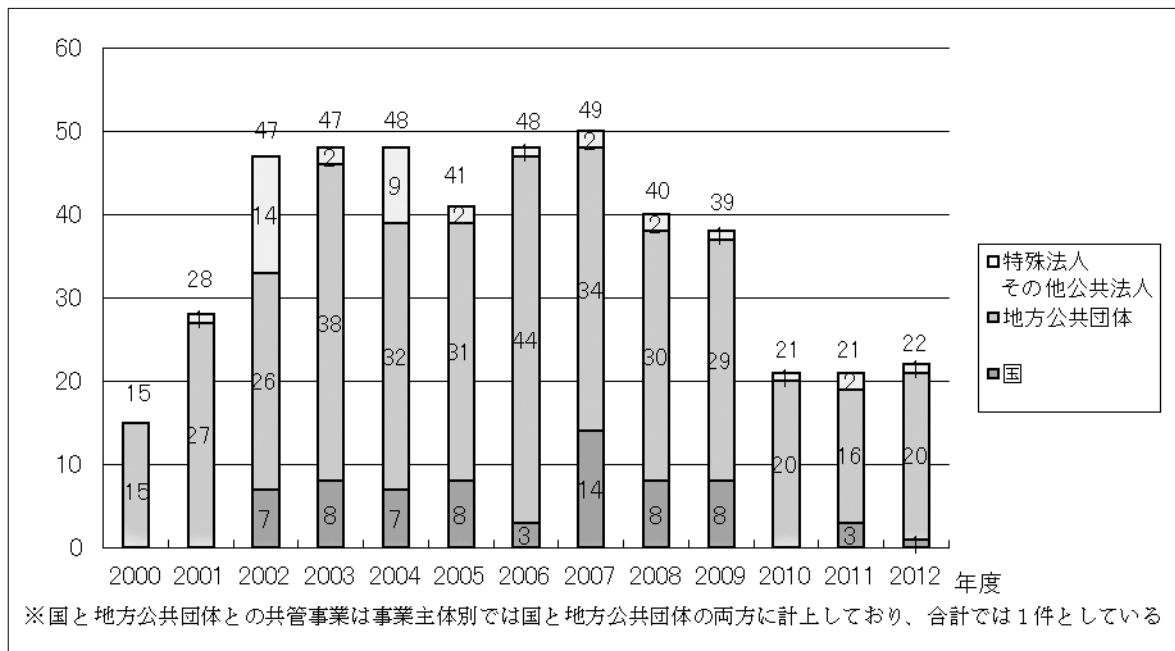
当財団ではPFIは平成12年度から、指定管理者制度は平成17年度から市町村に対する支援を行っ

ております。

PFIについては平成12年3月の自治事務次官通知を受けて当財団が地方公共団体におけるPFI事業の推進機関（自治体PFI推進センター）として位置づけられ、地方公共団体間の意見交換及び情報共有の場の提供を行うこととされた経緯も踏まえ、PFI事業に関心のある地方公共団体間に意見交換の場や蓄積した情報を提供するとともに、PFI推進における課題の整理を行い、その成果について全国の地方公共団体で情報の共有を図ることとしています。

近年、PFIの年度別実施数は図表1の通り減少傾向にあります。現内閣の新たな成長戦略においても、PPP/PFIの積極活用を掲げ、平成25年6月に民間資金等活用事業推進会議が「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」を定めたことから、改めて関心が高まっていく可能性があります。

図表1 PFI事業数の推移



また、指定管理者制度についても、総務省の調査によると同制度が導入されている施設の数、図表2の通り平成24年4月1日現在73,476施設で、前回調査の平成21年4月1日時点から3,454施設増加するなど着実に普及が進んでおり、制度導入から10年を経て、行政に欠かせない制度として根付いています。

一方で指定管理者制度の運用は、継続的かつ安定的に施設を管理する仕組みや管理運営コストの削減と住民サービスの質の向上を両立する方策など依然として多くの課題が残されており、課題に対する知見の整理や最新の取組事例を収集し、情報提供を行うなど、地方公共団体のニーズに合った支援業務を継続して実施することが必要と考えています。

注) PPP (Public Private Partnership) とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。いわゆる公民連携手法のこと。PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、社会資本の整備を図ること等を目的とした手法。我が国では、平成11年7月、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）が制定され、同年9月から、PFI事業が進められてきている。これらを包含する用語として一般的にPPP/PFIと表記することが多い。

図表 2 指定管理者制度導入施設数の推移

調査年度	指定管理者制度導入施設数
平成18年 9月 2日	61,565施設
平成21年 4月 1日	70,022施設
平成24年 4月 1日	73,476施設

※総務省調査より

そうした中、当財団では、調査研究事業として、地方公共団体、民間事業者及び有識者をメンバーとする研究会を設置し、先進事例の調査・分析を通じた課題の整理を行うとともに、その成果の情報発信を行い、全国の地方公共団体で情報の共有を図ることにより、公民連携の取組みを支援しております。

## 4 調査研究事業

### ○ 公民連携調査研究会

公民連携調査研究会では平成24年度から公共施設マネジメントをテーマとして調査研究を進めています。平成24年度は

- ①市町村における公共施設マネジメント導入の「きっかけ」づくり
- ②公共施設マネジメント手法の提案
- ③公共施設マネジメント導入後の「出口戦略」

について整理しました。

特に、市町村での公共施設マネジメントの導入が進んでいなかったことから、まずは、公共施設マネジメント導入が先決だとして、総務省の協力も得ながら、市町村が保有する公共施設に係る更新費用を簡便に試算することができる「公共施設更新費用試算ソフト」の無償提供を開始しました。

その後の筐子トンネルの事故を受けて、テレビや新聞をはじめとするマスメディアにおいても、インフラを中心とした公共施設老朽化問題が取り上げられ、地方公共団体職員だけでなく一般の市民にも問題が認識されるようになったことから、市町村ニーズを先取りした時宜にかなった事業になったと考えています。

一方で、総務省自治財政局財務調査課が111市区町村の公共施設更新費用試算ソフトの試算結果をまとめ、平成24年3月に公表された「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」では、既存の公共施設等を更新・改修するための現在の経費に対する将来の1年当たりの更新費用の割合が平均で2.6倍に達するなど厳しい状況が明らかになり、これまでの公共施設の更新手法とは異なる新たな対応策が求められています。

そこで、平成25年度の公民連携調査研究会では、公共施設マネジメント導入に対しての課題に加え、公共施設マネジメントの取組みからどのように公共施設の適正管理を実現する仕組みにつなげていくかに焦点を当て調査研究を行いました。

具体的には、すでに先行して公共施設マネジメントに取り組んでいる地方公共団体がどのような点を問題・課題と考えているかヒアリング調査を行った上で、それらの問題・課題解決に向けて参考となる事例を抽出し、内容の整理を行いました。

また、複数の民間事業者が集まってプロジェクトチームを立ち上げ、地方公共団体から提供された情報を元に具体的な提案内容を議論することを通じ、民間の主体的な発案による新たな公民連携

手法についても検討を加えました。

なお、平成26年4月22日付けで総務大臣からすべての地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定等について要請がありました。

問題の解決には計画の策定で足りるものではなく、限られた予算の中で、公共施設を維持・更新し、いかにその質を低下させずに公共サービスを提供するかという具体的な取組みにあることから、今後とも、市町村の公共施設マネジメントの推進に取り組んでいきたいと考えております。

### ○ 指定管理者実務研究会

地方公共団体が指定管理者制度を運用する際の課題・問題の解決のため、平成17年度から有識者による事例研究会を設置するとともに、その研究成果については、報告書の発行、セミナーの開催等により、積極的な情報提供を行っています。

また、平成20年度からは標題の実務研究会を設置し、地方公共団体等の取組事例を参考にしながら協定書の締結の在り方や募集手続きの在り方など、より実務的なテーマについて議論を行ってきました。

一方で、平成23年のPFI法改正により導入が可能となった公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）は、従来のPFI法ではできなかった民間事業者による利用料金の設定、収受が可能となりましたが、指定管理者制度と併用する際の留意点など、両者の関係がまだ十分に整理されていない現状があります。

そこで、平成25年度の指定管理者実務研究会では、指定管理者制度をめぐる現状、課題を検証するとともに、指定管理者制度と公共施設等運営権制度との関係について論点を整理し検討を行いました。

今後も、指定管理者制度の事例を広く収集し、地方公共団体に対して指定管理者制度の検討、導入及び運営に役立つ情報として提供していきたいと考えております。



公民連携調査研究会の様子

## 5 公民連携に係る情報発信

### ○ 公民連携ポータルサイト

これまで、別々に提供していたPFI、指定管理者制度及び公共施設マネジメント等の公民連携に係る情報を一元化して提供するために、平成25年6月に新たに公民連携ポータルサイトを立ち上げました。公民連携ポータルサイトは「自治体PFI推進センター」「公共施設マネジメントinfo」「指定管理者制度info」の3つの公民連携に関するサイトで構成されています。

図表3 公民連携ポータルサイト ([http:// www.furusato-ppp.jp/](http://www.furusato-ppp.jp/))



### ○ 公共施設更新費用試算ソフト

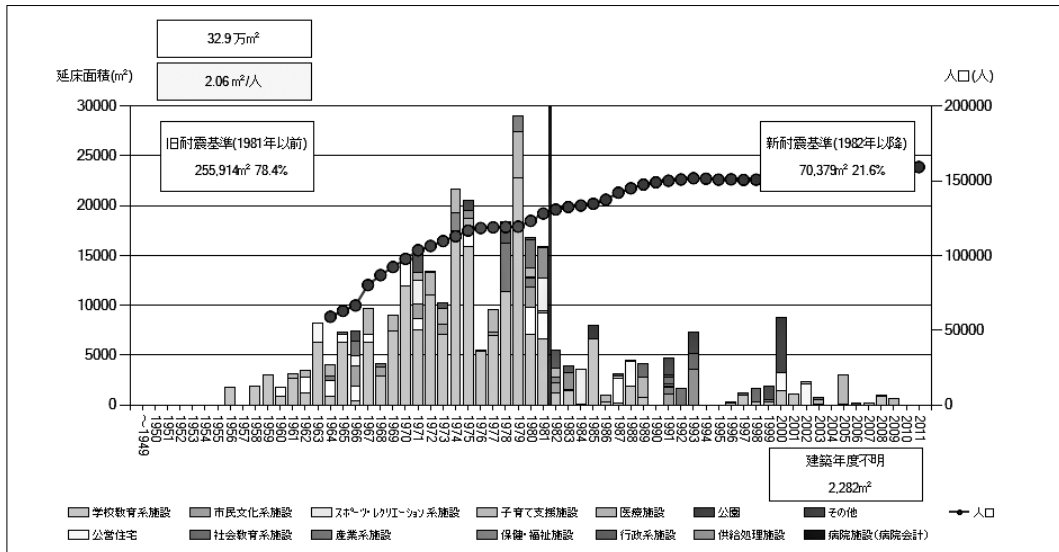
前述した「公共施設更新費用試算ソフト」についても公民連携ポータルサイトで無償公開しています。

本ソフトは地方公共団体が保有するインフラ資産を含む公共施設に係る更新費用を、簡便な情報入力により試算し、その結果をわかりやすくビジュアル化することにより、公共施設マネジメントなどの導入に寄与することを目的として、総務省のホームページにて公開されている「更新費用試算ソフト (Excel 2007形式)」に改良を加えwindowsアプリケーションとして作成したものです。

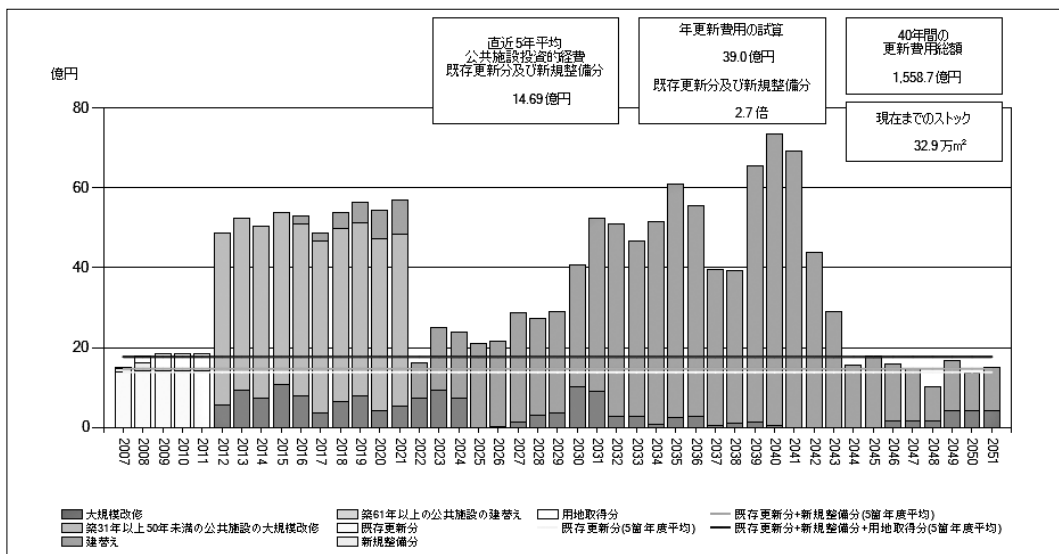
インフラ資産を含む公共施設の保有量を把握し、人口一人当たりの施設面積が他市町村と比べてどの程度多いか少ないかを分析したり、未耐震施設の建築年度分布を把握し、喫緊に耐震が必要な施設がどの程度あるかを整理したり、将来の更新費用を試算し更新費用のピーク時期がいつ頃になりそうかなどを把握することができます。

総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日付総務省)においても活用を推奨されています。

図表4 公共施設更新費用試算ソフト出力イメージ（公共施設の整備状況）



図表5 公共施設更新費用試算ソフト出力イメージ（公共施設の更新費用の試算）



○ 公民連携セミナー

全国の市町村に調査研究事業の成果を発表し、公民連携に関する先進的な情報を提供するために、地方公共団体の職員を対象に公民連携セミナーを開催しています。平成25年度はPFI等及び公共施設マネジメントについて1か所、さらに指定管理者制度を加えた3分野について2か所の合計3か所で開催しました。

平成25年7月19日(金)に神戸市（会場：神戸市勤労会館）で、平成25年8月8日(木)から8月9日(金)にかけて東京都（会場：JA共済ビル）で、平成25年10月21日(月)から10月22日(火)にかけては新潟市（会場：新潟県自治会館別館）で開催しました。本セミナーでは指定管理者制度、PFI及び公共施設マネジメントに関する豊富な知識と経験を基に、第一線で活躍されている専門家の方々を講師として、各分野の基本的事項や、事例等についてご講義いただきました。全国の地方公共団体等から、延べ439名のご参加をいただき、会場では熱心にご聴講いただきました。

○プログラム（第1回 神戸開催）

①開会挨拶

（財）地域総合整備財団くふるさと財団＞専務理事 木村 功

②「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン等について」

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）企画官 國松 靖 氏

③「改正PFI法に係るガイドラインの実務上の留意点について」

（株）日本経済研究所 参事 金谷 隆正 氏

④「フランスにおけるコンセッションの事例紹介」

ヴェオリア・ウォーター・ジャパン(株) 副社長 山崎 敬文 氏

⑤「公共施設マネジメント導入の必要性について」

（株）ファインコロボレート研究所 代表取締役 望月 伸一 氏

⑥「公共施設マネジメントのあり方に関する調査研究報告」

（財）地域総合整備財団 開発振興部 開発振興課 調査役 櫻田 和子

⑦「地方公共団体の先行事例」の紹介

さいたま市 行財政改革推進本部 副理事 西尾 真治 氏

⑧「神戸市における公民連携（PPP）の取り組みについて」

神戸市 企画調整局 公民連携推進室 室長 河端 陽子 氏

○プログラム（第2回 東京開催）【写真①】

< 1日目 >

①開会挨拶

（財）地域総合整備財団くふるさと財団＞専務理事 木村 功

②「地方公共団体における公民連携の動向について～指定管理者制度とPFIを中心として～」

総務省 自治行政局 行政経営支援室長 小川 康則 氏

③「災害に対応したリスクマネジメントに関する調査研究報告」

（株）三菱総合研究所 社会公共マネジメント研究本部 主任研究員 西松 照生 氏

④「地方公共団体の事例」の紹介

栃木県宇都宮市総合政策部政策審議室 係長 馬場 将広 氏

⑤「地方公共団体の事例」の紹介

佐賀県武雄市 教育委員会文化・学習課長 井上 祐次 氏

< 2日目 >

①開会挨拶

（財）地域総合整備財団くふるさと財団＞専務理事 木村 功

②「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン等について」

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）参事官補佐 真弓 智也 氏

③「改正PFI法に係るガイドラインの実務上の留意点について」

（株）日本経済研究所 参事 金谷 隆正 氏

④「フランスにおける水道事業コンセッションのあり方について」

ヴェオリア・ウォーター・ジャパン(株) 副社長 山崎 敬文 氏

⑤「公共施設・インフラ更新問題の現状と課題」

総務省 自治財政局 財務調査課 課長補佐 村田 崇 氏

⑥「公共施設マネジメントのあり方に関する調査研究報告」

財地域総合整備財団 開発振興部 開発振興課 参事役 岡田 正幸

⑦「地方公共団体の先行事例」の紹介

さいたま市 行財政改革推進本部 副理事 西尾 真治 氏

○プログラム（第3回 新潟開催）

【指定管理施設見学】

①「こども創造センター」【写真②】 「動物ふれあいセンター」

指定管理者：にいがた未来共同事業体

②「新潟市マンガ・アニメ情報館」

指定管理者：にいがたアニメ・マンガプロジェクト共同体

< 1日目 >

①開会挨拶

財地域総合整備財団くふるさと財団> 専務理事 木村 功

②「地方公共団体における公民連携の動向について ～指定管理者制度とPFIを中心として～」

総務省 自治行政局 行政経営支援室長 小川 康則 氏

③「新潟市における指定管理者制度の取組みについて」

新潟県新潟市総務部行政経営課 課長補佐 本間 金一郎 氏

④「指定管理者の立場から見た指定管理者制度の現状・

課題・展望 ～新潟県内での取組みを通じて～」

愛宕商事株式会社第二営業本部 取締役部長 白井 吉之 氏

⑤「武雄市図書館における指定管理者制度について」【写真③】

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 執行役員 高橋 聡 氏



写真① 東京開催の様子



写真② 指定管理施設見学の様子



写真③ 高橋氏の講演（武雄市図書館における指定管理者制度について）



< 2 日目 >

①開会挨拶

（財）地域総合整備財団<ふるさと財団> 専務理事 木村 功

②「公共施設・インフラ更新問題の現状と課題」

総務省 自治財政局 財務調査課 課長補佐 村田 崇 氏

③「学校施設の老朽化対策の推進」

文部科学省 大臣官房文教施設企画部施設助成課 技術係長 扇谷 圭一 氏

④「公共施設再生に向けて～公共施設マネジメント白書から公共施設再生計画へ～」

習志野市 資産管理室長 吉川 清志 氏

⑤「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン等について」

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）企画官 國松 靖 氏

⑥「公共施設老朽化問題へのPPP/PFI活用可能性と地方公共団体に求められる取組み」

株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長 足立 慎一郎 氏

⑦「道路事業をめぐるPPP/PFIの動向について」

東京都市大学 都市生活学部 都市生活学科 教授 宮本 和明 氏

## 6 おわりに

少子高齢化が進み、地方公共団体の財政状況が厳しくなる中で現状の公共サービスを維持するためには、公民連携の取組みを避けることはできないと考えています。また、公共施設の更新という問題は待たなしの段階に来ており、その解決策の一つが公民連携の取組みであることは間違いありません。

一方で、特に規模の小さい市町村では財源だけでなく人材やノウハウも不足しており、公民連携に取り組むことが難しいという現実があります。

そうした中で当財団が市町村に情報提供など様々な支援を行うことにより、少しでも地域の課題解決のお役に立てることができれば幸甚です。

末尾になりましたが、本事業にご支援ご協力いただきました一般財団法人全国市町村振興協会をはじめとする関係各位に、本誌をお借りして御礼申し上げます。